第十一条の十第一項	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
第十一条の十第一項第二号から第四号まで	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
第十一条の十第二項	遺族共済年金の受給権者	旧職域加算遺族給付の受給権者
	遺族共済年金の職域加算額（	旧職域加算遺族給付（
	遺族共済年金の額	旧職域加算遺族給付の額
	同条第一項第二号	同号
	又は第二項第二号の規定	の規定
	退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金の職域加算額に相当する	旧職域加算遺族給付の
	退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する	旧職域加算退職給付の
第十一条の十第三項	、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四若しくは第八十七条第一項の規定又は法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	又は法第九十一条第一項から第三項まで
	退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付

第十一条の十第四項	退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
	、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは	若しくは
	、法第八十七条第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	又は法第九十一条第一項から第三項まで
	退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
附則第六条の二の十第一項及び第六条の二の十三第一項	組合員期間	組合員期間のうち旧国共済施行日前期間
附則第六条の二の十三第二項各号及び第四項	法第七十七条第一項及び第二項	法第七十七条第二項
	組合員期間	組合員期間のうち旧国共済施行日前期間

（併給の調整に関する経過措置）

第九条　次の各号に掲げる年金に係る前条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に掲げる年金は、当該各号に定める年金であるものとみなし、当該各号に掲げる年金でないものとみなす。

一　老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）　旧職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

二　老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付（旧職域加算退職給付に相当するものに限る。）

三　障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　旧職域加算障害給付（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

四　障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　地方公務員等共済組合法による年金である給付（旧職域加算障害給付に相当するものに限る。）

五　遺族厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者の遺族に係るものに限る。）　旧職域加算遺族給付（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

六　遺族厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者の遺族に係るものに限る。）　地方公務員等共済組合法による年金である給付（旧職域加算遺族給付に相当するものに限る。）